

政策 I-2-(1)-①

1. 政策及び目標等

政策	システミックリスクの未然防止及びペイオフ全面解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備
達成すべき目標	システミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られること
目標設定の考え方及びその根拠	ペイオフ解禁後も金融機関が市場規律の下で更に緊張感をもって経営基盤の強化に取り組み、その結果、金融システム全体の安定性が継続的に維持・増進することが期待される。金融システムの枠組みも、金融機関の自己責任と市場による規律付けを中心とし、行政による規律付けは補完的な役割に移行する中、金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提としてシステミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られる必要がある。
測定指標	システミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備の状況 ・ 預金保険制度についての国民の理解の状況（アンケート調査等による預金保険制度の認知度） ・ 名寄せデータの整備状況

2. 17年度重点施策等

17年度重点施策	① 預金保険制度の周知及び情報の提供の浸透 ② 預金保険法第102条の適切な運用 ③ 名寄せデータの精度の維持・向上 ④ 関係機関との連携強化
参考指標	① 預金保険制度についての国民の理解の状況（アンケート調査による預金保険制度認知度、ホームページアクセス件数） ② リソナグループの経営健全化計画の履行状況 ② 足利銀行の経営に関する計画の履行状況 ③ 名寄せ検査及び是正に向けた施策の実施状況 ④ 関係機関との連携状況

3. 政策の内容

ペイオフに関しては、平成14年4月から、まず定期性預金が定額保護に移行し、その後、同年の預金保険法一部改正により、無利息等の3要件を満たす決済用預金について全額保護とするなど、決済機能の安定確保策を講じた上で、17年4月から、利息

が付される普通預金等についても定額保護に移行（ペイオフ解禁）することとされました。

このような政策の遂行を担保し、預金者保護や金融システムの安定を図る観点から、以下のような措置を講じてきているところです。

- (1) 預金保険制度についての誤解や不知による混乱を来たさないことが重要であるとの観点から、制度の整備を進めるとともに、制度の周知を図るための広報活動を実施することとしています。
- (2) 預金保険法に基づき、我が国又は当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生じるおそれがある場合、それを未然に防止するため、金融危機対応会議の議を経て、同法第 102 条に基づく措置^{※1}を講ずるとともに適切なフォローアップ等を行うこととしています。
- (3) 金融機関の破綻処理を迅速かつ円滑に進めるため、名寄せデータの精度の維持・向上や預金保険機構等の関係機関との緊密な連携に努めることとしています。

4. 現状分析及び外部要因

17 年 4 月からペイオフが解禁され（預金等の全額保護の特例措置が終了）、決済用預金を除く全ての預金について、元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となりました。

17 事務年度において金融機関の破綻はありませんでしたが、万一、破綻が生じた場合においても金融システムの安定が損なわれることのないよう迅速かつ円滑な処理が図られる必要があります。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

① 預金保険制度の整備

18 年 3 月、金融機関の円滑な破綻処理のための態勢整備等として、預金保険法の政省令等を以下のとおり一部改正しました。

ア. 金融機関破綻時においても、決済用預金の円滑な払戻しを行なえるよう、規定の整備を実施しました。

イ. 預金保険料の徴収単位引き上げにより、保険料徴収事務の合理化を行いました。

ウ. 金融機関が事業の全部譲渡を行った場合の保険料徴収規定の明確化を図りました。

※1 ①破綻又は債務超過でない金融機関については、第 1 号措置（資本増強）

②破綻金融機関又は債務超過の金融機関については、第 2 号措置（ペイオフコスト超の資金援助）

③債務超過の破綻銀行等については、第 3 号措置（特別危機管理）

② 預金保険制度の周知及び情報の提供の浸透

ア. 制度の周知徹底のための広報活動

本年度については、万が一、預金取扱金融機関の破綻が生じた場合にも預金保険制度に関する誤解等から無用な混乱を起こさないという観点から、引き続き、以下のとおり、国民への理解を深めるための広報活動を継続してまいりました。

(ア) 17年12月、預金保険制度のパンフレットを改訂し、各財務局等を通じて全国の地方公共団体、商工会議所、税務署、図書館等へ配布するとともに、当庁のホームページに掲載致しました。

(イ) 上記パンフレットの配布にあわせて、各財務局等の職員に対し預金保険制度に関する研修を実施しました。

イ. 郵政民営化への対応

郵政民営化関連6法の成立(17年10月)を受け、19年10月に予定されている郵政民営化の実施に向けて、円滑な民営化を実施すべく、預金者の方々に民営化後の預金保護の範囲等について十分認識していただくことが重要であると考え、パンフレットにQ&Aを追加し、周知に努めました。

③ 預金保険法第102条の適切な運用

過去に預金保険法第102条の適用を受けた金融機関(りそなグループ及び足利銀行)に対する適切なフォローアップを実施しました。

(りそなグループ)

・経営健全化計画のフォローアップ

りそなグループに対しては、早期健全化法第5条第4項及び預金保険法第108条第2項に基づき、17年3月期及び同年9月期における「経営の健全化のための計画の履行状況」報告を徴求する等、同グループの取組みのフォローアップを行いました。なお、その内容については、それぞれ17年8月及び12月に公表しました^{※2}。

(注)りそなグループは15年6月に公表した経営健全化計画について、資本増強後に選任された新経営陣の下、見直しを行い、17年3月までの集中再生期間内の経営健全化計画を15年11月に策定・公表しました。

さらに16年11月、「集中再生期間」における取組み(財務改革、リストラ等による黒字経営の体質転換等)を踏まえ、今後の収益改善策やリストラ策による収益効果が明確に示される20年3月期までの新しい経営健全化計画を

^{※2} http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f_h171227/resona_hd.pdf

策定・公表しました。

(足利銀行)

・経営に関する計画のフォローアップ

足利銀行に対しては、預金保険法第115条に基づき、17年9月期及び18年3月期における「経営に関する計画の履行状況」報告を徴求する等、同行の取組みのフォローアップを行いました。なお、その内容については、それぞれ17年11月及び18年5月に公表しました^{※3}。

④ 名寄せデータの精度の維持・向上

名寄せデータの精度の維持・向上のため、預金保険機構とも連携し、検査・監督を通じて、名寄せデータの整備状況を引き続き検証し、改善を促しています。

預金保険機構においては、金融機関から順次名寄せデータの提出を求め、名寄せデータの精度等の検証（17年4月から2巡目を実施）を行うとともに、「機構指定フォーマットに関するQ&A」の一部改定、金融機関への研修・助言の実施などの取組みが行われました。

以上のように預金保険機構と連携して預金者データの精度の維持向上に努め、万が一金融機関が破綻した場合にも速やかに預金の払い戻しが行われる態勢の整備に努めました。

【資料1 名寄せ検査実施状況（18年6月末現在）】

事務年度	本庁実施			財務局実施			預金保険機構実施			計			合計
	銀行	信用金庫	信用組合	銀行	信用金庫	信用組合	銀行	信用金庫	信用組合	銀行	信用金庫	信用組合	
13	36	0	0	35	176	12	2	14	23	73	190	35	298
14	38	1	0	30	116	92	1	31	34	69	148	126	343
15	32	0	0	31	102	76	10	56	34	73	158	110	341
16	43	0	0	22	121	51	16	61	27	81	182	78	341

^{※3} <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/ginkou/f-20051125-9.html>
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/ginkou/20060524-2.html>

17	41	0	1	23	72	78	12	64	22	76	136	101	313
----	----	---	---	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

(注1)信用金庫には信金中央金庫、信用組合には全国信用協同組合連合会を含む。

(注2)実施件数は検査着手ベース

⑤ 関係機関との連携強化

預金保険機構等の関係機関との緊密な連携の下、初動対応の一層の円滑化、迅速化を含め、破綻処理のための態勢整備の充実を図りました。

(2) 評価

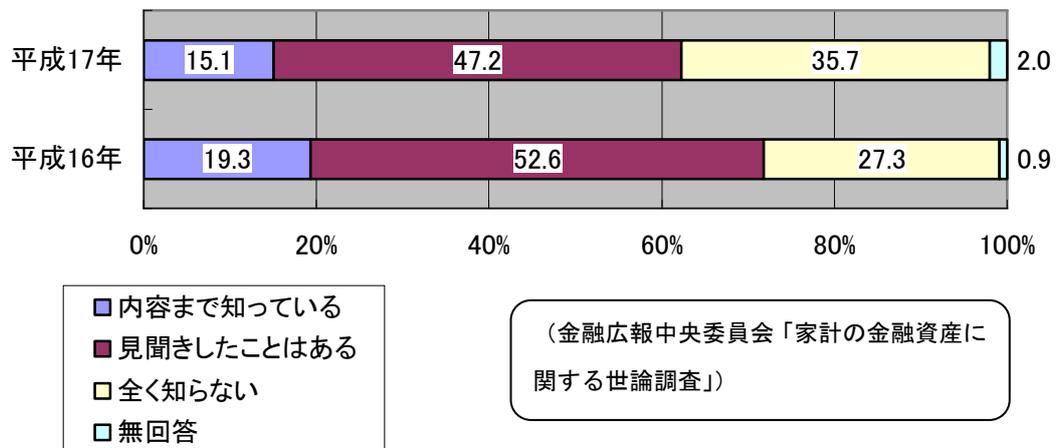
システミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備の状況

① 預金保険制度の周知及び情報の提供の浸透

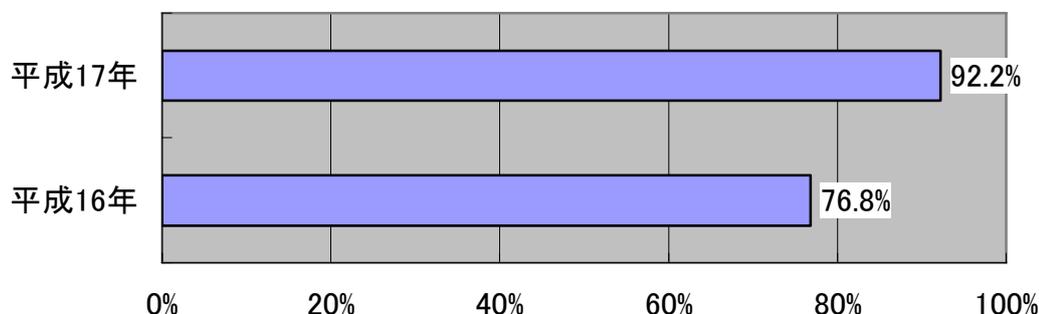
預金保険制度についての国民の認知度については、17年のアンケート調査によれば、「知っている」（「内容まで知っている」と「見聞きしたことはある」の合計）と回答した世帯は62.3%（前年71.9%）と前年比9.6%ポイント減少しています。預金保険制度に対する国民の理解は重要であり、その認知度が向上するよう、預金保険制度の広報に不断に努めていくことが重要な課題であると考えられます。

なお、全体の預金保険制度についての認知度が低下する一方で、「知っている」と回答した世帯においては、「全額保護される預金を除き、一人あたり『元本1,000万円までとその利息』が保護される」といった基本的な内容について「知っている」と回答した世帯は92.2%（前年は76.8%）と前年比15.4%ポイント増加しており、国民の中でも、預金保険制度に関心がある層においては、制度に対する理解がより深まってきていることがうかがわれます。

【資料2 預金保険制度の認知度】



【資料3 預金保険制度を知っている世帯のうち、「全額保護される預金を除き、1人当たり『元本1,000万円までとその利息』が保護される」と知っている世帯割合】



(金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査」)

② 預金保険法第102条の適切な運用

(りそなグループ)

りそなグループが策定した「経営健全化計画」については、営業力強化に向けた本格的取組みの一年目として、「強みを活かすビジネス分野」への経営資源の投入等の施策が実施されるなど、18年3月期において同計画の着実な進捗が図られているものと考えています。

(足利銀行)

足利銀行が策定した「経営に関する計画」の18年3月期における履行状況によれば、ビジネスモデルの3本柱である「収益基盤の再構築」、「徹底した資産健全化」、「ローコストオペレーション体制の確立」に向けた具体的な施策が順調に実施されており、同計画については着実にその成果が現れてきているものと考えています。

③ 名寄せデータの精度の維持・向上

名寄せデータの精度の維持・向上については、預金保険機構と連携しつつ金融機関の検査を行い、そのデータベース等の整備状況を厳正に検証した結果、次のような事例が認められており、こうした問題の指摘を通じて、金融機関における名寄せデータの精度の維持・向上が図られたものと考えています。

- ・ 名寄せデータ整備に係る対策委員会は、データ整備不可能先の管理等に係る課題を認識しているが、具体的な対応策に係る検討を十分に行っていない事例。
- ・ 預金口座名寄せのための登録済データについて、電話番号とカナ氏名が同一で

生年月日が相違する先等が多数認められるにもかかわらず、検証が十分に行われていない事例。

④ 関係機関との連携強化

預金保険機構との緊密な連携の下、破綻処理にかかる初動対応の円滑化、迅速化を図るための協議を継続するとともに、同機構で行われた「金融整理管財人業務」の研修に参加するなど、預金等定額保護下での破綻処理のための態勢整備の充実が図られているものと考えています。

6. 今後の課題

(1) 預金保険制度に関する誤解等から無用な混乱を起こさない、また、万が一の預金取扱金融機関の破綻の際にも混乱を最小限に抑えるという観点から、引き続き、**広**報活動を推進し、預金保険制度の認知度の維持・向上を図っていく必要があります。

以上を踏まえて、19年度において、預金保険制度に係る広報活動を充実させるため、予算要求を行う必要があります。

(2) 過去に預金保険法第102条の適用を受けた金融機関（りそなグループ及び足利銀行）について、引き続き、経営健全化計画等が着実に履行されるよう、適切にフォローアップしていく必要があります。

(3) また、今後とも、名寄せデータの精度の維持・向上や、初動対応の一層の円滑化、迅速化を含め、預金保険機構と連携しつつ破綻処理のための態勢整備を行う必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて一定の成果は上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

・ 預金保険制度の認知度に関するアンケート調査（金融広報中央委員会）

- ・ リソナグループの経営の健全化のための計画の履行状況に関する報告書
- ・ 足利銀行の経営に関する計画の履行状況

10. 担当部局

監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第1課、監督局銀行第2課、総務企画局企画課信用機構企画室、検査局総務課